

### ●オリンピック東京大会の汚職事件について

多額の税金をつぎ込んで開催した、オリンピック東京大会は、談合や贈収賄など、汚職まみれのイベントとなってしまいました。犯罪捜査が進み、組織委員会や電通から逮捕者が出る事態で、札幌をはじめ今後のオリンピックや国際イベント招致にも、大きな影響を与えています。この問題を都が解明できないならば、日本では国際大会など、開催できなくなることは明らかです。都は開催都市の責任として、第三者機関による徹底した調査をすべきです。

組織委員会から清算法人に引き継がれた文書の保存期間は、清算終了から 10 年間であり、文書の所有権は IOC にあります。しかし、東京都は組織委員会に人も金も提供しており、契約文書も含めて、都が保存すべきと考えます。そのために、IOC と交渉する必要があると考えますが、知事の見解を伺います。……Q1

A1(知事)

- 法令に基づき、清算人が清算終了後 10 年間保存。
- 守秘義務が課されている文書等を除き、都が管理する文書については、すでに公開。

### ●気候危機対策に福祉の視点で断熱化を

電気代やガス代が高騰し、暖房を我慢して低体温で死に至る高齢者も出ている、と報じられているところです。

住まいの断熱化は、省エネにより冷暖房費を節減できるだけでなく、ヒートショック予防や、結露によるカビ発生防止など、住人の健康にも寄与します。建物の断熱改修は、現在、環境局が補助金を出して推進していますが、光熱費が高騰している今こそ、環境と福祉をセットで推進する視点に着目すべきです。CO2 削減とともに、光熱費削減と医療費削減にもつながり、貧困対策や健康づくりに役立ちます。

まずは、都営住宅での断熱改修 導入が必要と考えます。新たに建設する、建て替え住棟の断熱性を高めるよう、2 年前に提案した時は、公営住宅の整備基準以上はできない、ということでした。都営住宅では、これまで消極的だった太陽光発電も導入し始めており、既存の住棟の断熱化を、大規模改修にあわせて実施するなど、都営住宅の断熱改修を進めるべきと考えますが、見解を伺います。……Q2

A2(住宅政策本部長)

- 省エネルギー化に加え、居住者の健康確保の観点からも、断熱性能を高めていくことは重要。
- 既存住棟において、住戸の内側から断熱性能を向上させるには、壁や天井等に断熱材を貼る必要があり、居住しながらの改修が困難であることから、現在、建物の外壁に断熱材を貼る工法と窓を複層ガラス等に改修した場合の効果やコストを検証。
- 今後とも、都営住宅における省エネルギー化に向けた取り組みを進めていく。

都は、断熱改修について、窓やドア 1 つでも補助しています。二重窓にするなど、工事を伴う手法の他、簡易で断熱効果が比較的高い方法を伝授している建築の専門家もいます。そのような人材や NPO が、地域で具体的な相談に対応できるしくみが必要です。

最近、マスコミでも断熱の有効性が取り上げられており、自分の家の断熱改修を検討する人が増えています。

都では、断熱改修を含め、住宅の環境性能向上に関する多くの補助制度を設けていますが、それらに関する相談に対して、どのように対応しているのか伺います。……Q3

A3(環境局長)

- 都は先月、住宅等を対象とする新制度や、断熱等に係る各種補助制度に関するワンストップ電話相談窓口を開設。
- 都の補助の申請手続き等に加え、国等の関連する補助制度も含め情報提供を行うなど、きめ細かく対応。
- 今後とも、都民からの問い合わせにていねいに対応することにより、環境性能の高い住宅の普及を促進。

東京にはマンションがたいへん多くあります。古いマンション 1 棟丸ごと外断熱の工事をすることで、建物の長寿命化が図られるとともに、健康や快適な生活にも資すると言われており、資産価値が上がる場合もあるとのこと。外断熱改修を進めるために、見積りの相談や補助などを実施することが重要と考えますが、見解を伺います。……Q4

A4(住宅政策本部長)

- 都は、今年度から既存住宅の外断熱を含む断熱改修工事等に補助を実施。
- 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォームのホームページ等で、補助事業や関係団体の相談窓口を紹介。

## ●子どもアドボケイトについて

子どもの権利を守るしくみの一つとして、都が実施している「子どもの権利養護専門相談事業」は、子どもの権利侵害事案に対応し、子どもに寄り添って解決していく取り組みです。いじめや虐待が増加し、子どもをめぐる状況が改善されない今、さらなる拡充が求められています。

これまで子どもの意見を聞くよう求めてきましたが、ようやく 2023 年度に、児童相談所が関わる子どものアドボケイトについて検討する委員会を開催するとしています。一時保護や児童養護施設への措置決定などを、本人抜きで、大人だけが決めることは問題であり、子ども自身が意見を述べることは重要です。しかし、子どもが本心を言葉で伝えることが難しいため、アドボケイトはそれを引き出し、意見表明を支援するための制度であり、担い手のスキルがとても重要になります。子ども自身が声を出せるようなエンパワメントにつながり、さらなる広がりも期待しています。

アドボケイトを担う「意見表明等支援員」については、今後の検討の中で具体化されますが、検討項目およびスケジュールについて伺います。……Q5

#### A5(福祉保健局長)

- 東京都児童福祉審議会は、本年 1 月、児童相談所が関わる子供の意見表明等の理解促進や支援の仕組みの充実等について、提言を取りまとめた。
- 都はこの提言を受け、来年度、検討会を設置し、意見表明等支援員の職務や研修等について検討することとしている。

#### ●ユースヘルスケアについて

生活者ネットワークはジェンダー主流化を掲げ、男女平等や SOGI、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツなどの課題に取り組んでいます。人権に基づく性教育の必要性はもちろん、若者が性の相談を安心して気軽にできるユースクリニックや、年齢の近い大学生などと語り合える場を、まち中につくるよう、20 年以上前から提案してきました。しかし、2003 年ごろから吹き荒れたバックラッシュの影響で進展せず、性教育も相談機能も、若者の性に関する取り組みは置き去りにされてきたのです。

今年度、ユースヘルスケア推進事業の取り組みとして、ようやく相談窓口を設置しました。どのような事業を実施しているのか、今後の取り組みとあわせて伺います。……Q6

#### A6(福祉保健局長)

- 都は、思春期特有の健康上の悩みなどに対応する相談窓口である、とうきょう若者ヘルスサポート「わかさぼ」を開設し、昨年 10 月から週 2 日の電話相談を実施している。
- 11 月からは対面相談を地域や会場を変えながら月 2 回程度、12 月からはメール相談も行っており、来年度は、固定の相談場所を区部に設置する予定。

#### ●外国にルーツのある子どもへの支援について

日本語を母語としない、外国にルーツのある子どもが増えています。孤立しがちな子どもたちが地域でともに育つように、親子で安心して過ごせる居場所として、子ども食堂などが各地で活動しています。

文科省では、2019 年度から市区町村と連携し、すべての外国人の子どもに教育機会が確保されるよう「外国人の子供の就学 状況調査」を行っており、2021 年の調査では就学実態が不明、又は不就学の子どもが、都内で約 3900 人いることが確認されています。多文化共生社会を掲げ、外国人が多く暮らす東京都こそ、こうした事態を解決していかなければなりません。

「こども未来アクション」では、日本語を母語としない子どもへの支援が、重点項目の一つとして位置付けられました。一人ひとりがアイデンティティを持ち、自分らしく育ち学ぶことができるような環境づくりに期待を寄せています。

地域や学校での多文化・多民族共生の取り組みをすすめるために、新たにスタートする多文化キッズコーディネーターの配置や、多文化キッズサロンについて、きめ細やかに支援していく必要がありますが、どのように取り組んでいくのか伺います。……Q7

#### A7(生活文化スポーツ局長)

- 日本語を母語としない子どもたちの状況は地域ごとに異なり、支援策についても、それらを踏まえて実施していく必要がある。
- 都は、来年度、日本語を母語としない子どもの居場所となる「多文化キッズサロン」や、困りごと等を聞き取り、適切な支援につなげる「多文化キッズコーディネーター」の配置を行う区市町村を支援。

外国人は高校卒業資格があれば、就労制限なく働くことができますが、家族滞在の在留資格では原則、週に 28 時間以内という就労制限があり、高卒の資格は子どもの将来に大きく影響します。文科省の調査では、日本語の支援が必要な外国にルーツのある子どもの高校中退率は、2021 年度に 6.7%、全体の中退率 1%の 6 倍以上となっており、高校への進学と卒業までの支援が大変重要です。個々にあわせた受け入れ体制や、学びの支援をどのように充実させていくのか伺います。……Q8

#### A8(教育長)

- 都立高校に在籍する日本語指導が必要な生徒の指導の充実を図るため、教員にとって必要な情報を掲載したハンドブックを作成し、今年度中に都立高校に配布する。
- また、対象の生徒が在籍するすべての都立高校に対して、来年度、外部人材を派遣する事業を実施する。

朝鮮学校への「私立外国人学校教育運営費補助金」支給が 2010 年から、知事の判断で停止になっています。この補助金は外国人学校・インターナショナルスクールも対象となっているにもかかわらず、朝鮮学校だけ外すことは特定の学校への差別、民族差別に他なりません。先日、再開を求めて市民団体が都に要請し、当事者である子どもたちの声も届けられました。都議会全会派の賛成で制定された、東京都子ども基本条例の趣旨も踏まえ、一日も早く復活することを求めます。見解を求めます。……Q9

#### A9(生活文化スポーツ局長)

- 施策の実施にあたっては、東京都子ども基本条例等の理念と施策の性質の両方を踏まえて判断するもの。
- 学校の運営等の実態を確認するため実施した調査結果や、その後の状況などを総合的に勘案して、朝鮮学校に外国人学校教育運営費補助金を交付することは都民の理解が得られないと判断。

#### ●通院時の院内介助について

介護離職ゼロを実現するためには、介護サービスの充実が必要です。ところが、介護施設に入所している場合でも、通院同行を家族に求められることがあります。

また、介護保険制度では、在宅高齢者が通院する時の院内介助に、ヘルパーの待ち時間が算定されない、などの制約があるため、病院内でヘルパーが使えず、通院の付き添いのために家族が同行しなければならない状況がある、との声を聞きます。家族からは、負担が大きく仕事との両立ができないと、悲鳴が上がっています。訪問介護事業所からも、ヘルパーの仕事

が細切れになるため「何とかしてほしい」という訴えが、こちらにも届いています。

都として、こうした実態を是正するべきと考えますが、見解を伺います。……Q10

A10(福祉保健局長)

- 国の通知では、要介護高齢者の院内での介助は、医療機関の職員による対応が基本であるが、保険者である区市町村の判断で、訪問介護の利用が可能。
- この判断を行う際の参考として、各自治体の具体的な対応事例が示されており、都は、こうした内容を区市町村に引き続き周知。

### ●地下水の有機フッ素化合物汚染について

多摩地域の水道水 PFAS 汚染が大きく報じられ、住民に不安が広がっています。

地下水は多摩地域の大切な財産であり、地下水を飲み続けたいと活動してきた多摩地域の市民は、水質保全のために、化学物質に頼らない生活の実践や、水量確保のために、雨水浸透ますの設置を進めるなどしてきました。PFAS の汚染源を究明し、対策を図るとともに、汚染浄化に取り組むことが必要です。汚染によって地下水が、水道水源として使えなくなっている今こそ、地下水の水質と、水量を守るための地下水保全条例が必要です。

東京の PFAS 汚染が話題になったのは横田基地周辺の井戸から検出した、という新聞記事に端を発しており、汚染データ収集のためには、横田基地への調査が欠かせません。横田基地内の井戸の状況や泡消火剤などに関して都に提供されている情報は、どれくらいあるのか伺います。また、東京都として基地への立ち入り調査を求めるべきと考えますが、見解を伺います。……Q11

A11(都市整備局長)

- 国からは、在日米軍が保有している PFOS 等を含む泡消火剤については、2016 年以降は、訓練を目的として使用しておらず、厳格に管理していること、また泡消火剤の交換作業については、昨年 12 月までの間に、海軍や海兵隊等の施設において順次完了しており、2024 年 9 月までに横田基地を含むその他すべての施設において完了する計画であると聞いている。
- 立ち入り調査については、環境補足協定では、漏出など環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合に立ち入りを行うことができると規定されており、求める状況にはない。

多摩地域では多くの畑で農産物が作られており、地産地消の取り組みは地域でも喜ばれています。農業用井戸も使われており、農業者も住民も PFAS 汚染を心配しています。水から農産物への PFAS の移転について、東京都農林総合 研究センターなどで研究していただきたいと考えますが、見解を伺います。……Q12

A12(産業労働局長)

- 国は、農産物に係る PFAS の分析方法等について研究をしており、都は、引き続き、その動向を注視。

血液検査で高い値が検出された住民は、健康被害を心配しています。国のエコチル調査の対象には、東京都の住人はいないと聞いています。データ収集を国に働きかけるとともに、都

としても調査や研究を進めていただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。……Q13

A13(健康危機管理担当局長)

- 国は、子供の発育に影響を与える化学物質等の環境要因を明らかにするため、2011年から10万組の親子を対象に、子どもの健康と環境に関する全国調査を実施、調査項目には有機フッ素化合物を含む。
- この調査とは別に、国は本年一月、専門家会議を設置、最新の科学的知見や検出状況の収集・評価を行い、科学的根拠に基づく総合的な対応を検討。
- 都はその結果を踏まえ、わかりやすい情報発信や専用電話による健康相談を実施。

地下水は、いったん汚染されると、水質を回復するのが難しいです。現在、濃度の高い地下水については、水道水源井戸の取水が止められており、個人宅の井戸でも飲用を控えることが求められています。しかし汚染源が分からないままでは、いつまでも市民が望む地下水利用が再開できません。そのため、汚染源特定のための調査を実施し、汚染物質を取り除くなどの対策を講じていくことが必要と考えますが、見解を伺います。……Q14

汚染源特定のためには、データの集積が重要で、環境局、水道局や福祉保健局、保健所設置自治体からも測定データを集め、また、湧水も測定するなどして、都内全域で地下水のPFAS汚染実態を把握し、公表することが必要です。この問題を解決するために、縦割りを排し、各局が協力して、東京都全体で取り組むことを要望し、質問を終わります。

A14(環境局長)

- 都は、2010年度から都内全域でPFAS調査と、そのフォローアップ調査を実施。
- 2021年度からは、法の測定計画に位置づけて都内260ブロックで測定しつつ、暫定指針値超過地点では継続的に測定し、その結果を公表。
- 国は、PFASの専門家会議を設置し、総合的な戦略の検討とわかりやすい情報発信を行う予定。
- 都はこうした国の動向を注視し、さらに地下水の調査を着実に実施していく。